



# 警察におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への対策



警察庁生活安全局生活安全企画課 課長補佐 篠崎 真佐子

## 1 はじめに

近年、刑法犯認知件数が減少する一方で、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の相談等件数は高水準となっています。また、最近のスマートフォンの急速な普及やSNS利用の広がりによるコミュニケーション手段の変化等から、これらの事案の態様が多様化しており、警察においてこれらの事案を認知した場合に、如何に対応していくかが課題となっています。

このような中で、昨年12月、ストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号。以下「ストーカー規制法」という。)による規制対象行為の拡大、行政措置・罰則の見直し等を内容とする、ストーカー行為等の規制に関する法律の一部を改正する法律(平成28年法律第102号)が成立し、本年6月14日に全面施行されました。

警察においては、これらの状況を踏まえ、関係機関等との連携を図りつつ、ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等への対応を強化していますが、本稿においては、これらの事案に係る現状や警察における対策をご紹介します。

なお、本稿中意見にわたる部分については、私見であることを申し添えます。

## 2 ストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等の現状

### (1) ストーカー事案の相談等状況

平成28年中に警察に寄せられたストーカー事案の相談等件数は2万2,737件であり、平成24年以降は高水準で推移しています(図1)。これらの相談等について、被害者の性別は、男性が約1割、女性が約9割となっています。また、被害者と加害者の関係は、交際相手及び配偶者が過半数を占める一方で、加害者と面識がない、又は加害者が不明であるケースも約1割に上っています。

(件数)

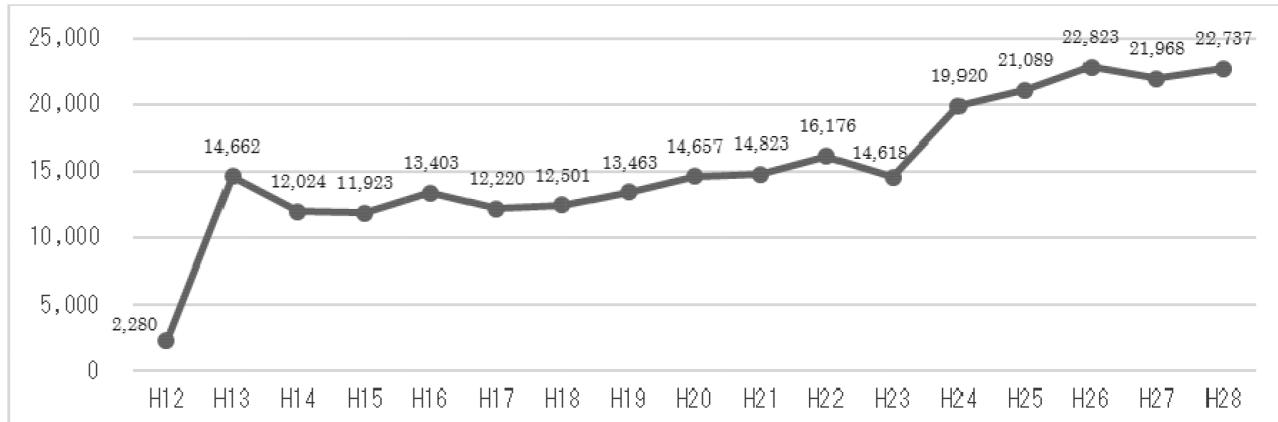


図1 ストーカー事案の相談等件数の推移

注)平成12年は、ストーカー規制法の施行日(11月24日)以降の件数

## (2) 配偶者からの暴力事案等の相談等状況

平成28年中に警察に寄せられた配偶者からの暴力事案等の相談等件数は、6万9,908件であり、平成16年以降13年連続で増加しています(図2)。これらの相談等について、被害者の性別は、男性が15%、女性が85%となっています。また、被害者と加害者の関係には、婚姻関係のほかに内縁関係や生活の本拠を共にする交際関係(いわゆる同棲関係)が含まれますが、これらの婚姻関係以外の件数が約2割に上っています。

(件数)

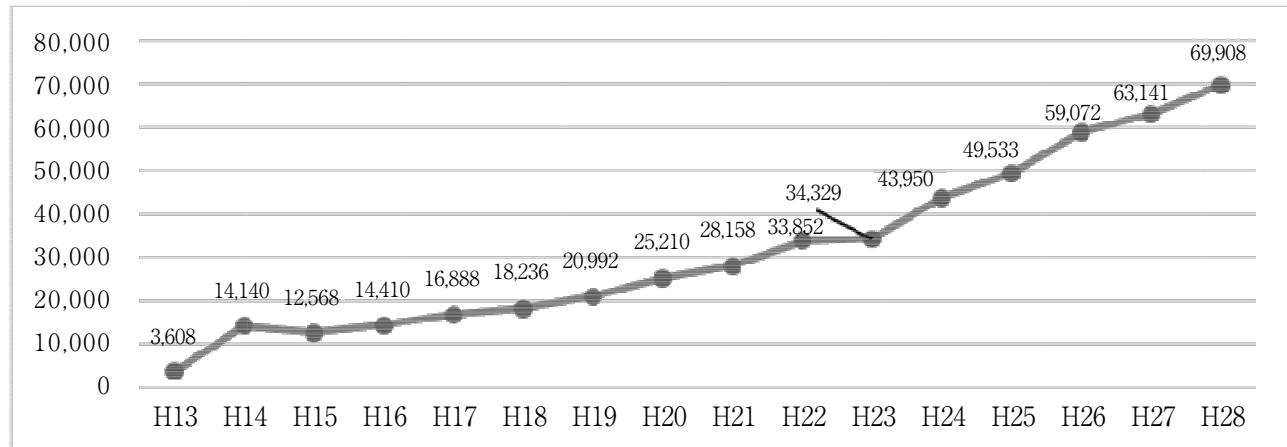


図2 配偶者からの暴力事案等の相談等件数の推移

注)平成13年は、配偶者暴力防止法の施行日(10月13日)以降の件数

## 3 警察における対策

### (1) 人身安全関連事案としての組織的な対処

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の事案は、認知した段階では被害者等に危害が加えられる危険性やその切迫性を正確に判断することが困難である一方、事態が急展開して重大事件に発展するおそれがあります。警察では、これらの事案を「人身安全関連事案」と位置付け、体制を確立の上、事案の認知の段階から対処に至るまで、生活安全部門と刑事部門が連携し、警察本部が確実に関与して、加害者への検挙等の措置、被害者への保護措置を執っています。

### (2) 被害者の安全確保

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等については、被害者の安全確保を最優先に対処する必要があります。そこで、これらの事案の被害者からの相談等を受理した際には、警察や関係機関等が執り得る措置等を図示しながら分かりやすく説明し、被害者の意思決定を支援しています(図3)。

また、被害者の状況に応じて、一時的な避難を促すほか、身辺を警戒したり、防犯カメラ、緊急通報装置等の資機材を貸与したりするなどにより、その安全確保を図っています。警察庁においても、平成27年度以降、被害者等の一時避難に係る経費の一部を都道府県に補助するなど、都道府県警察における被害者の安全確保のための取組を促進しています。

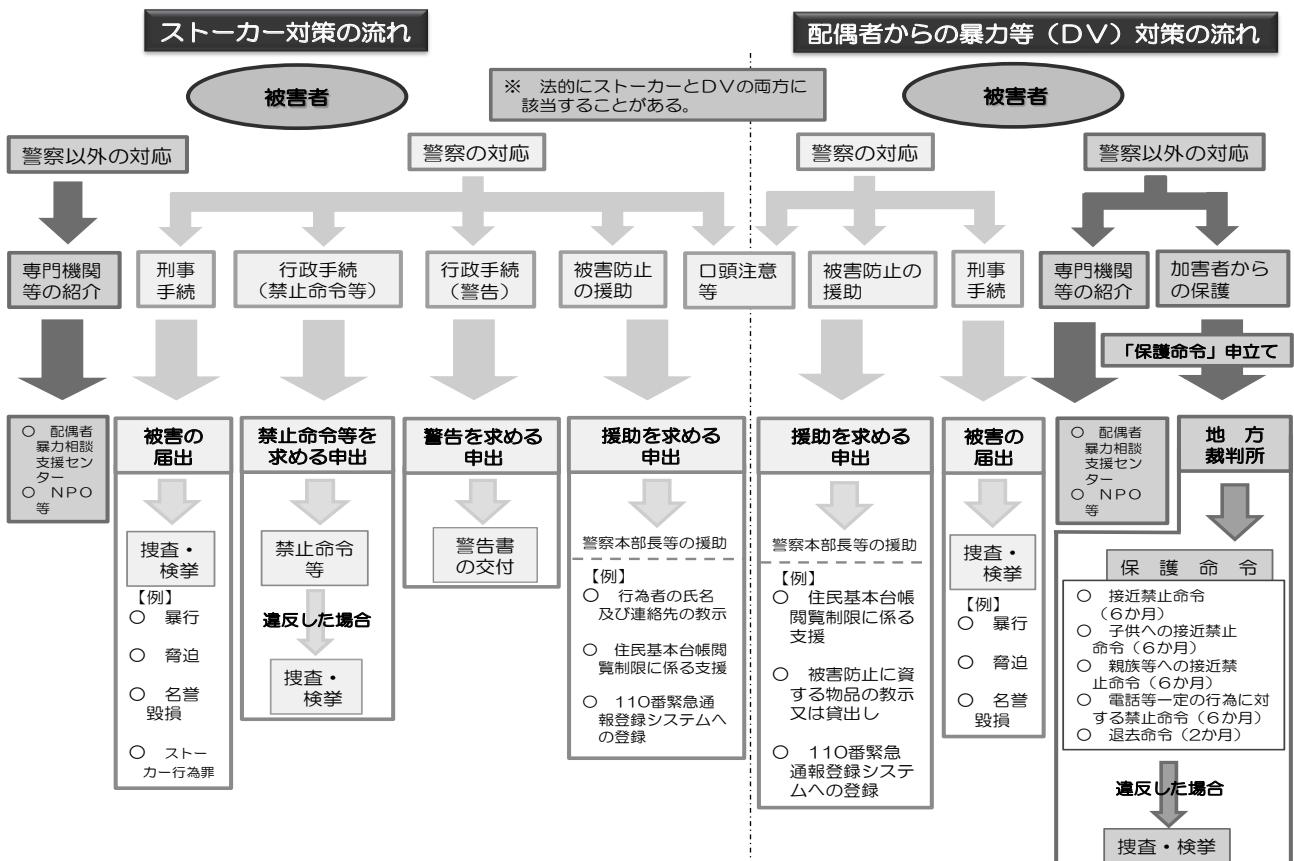


図3 ストーカー事案・配偶者からの暴力事案等に関する手続の流れ

### (3) 加害者への対応

#### ア 捜挙措置等

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等の加害者に対しては、被害者等に危害が加えられる危険性等に応じ、第一義的に検挙措置等による加害行為の防止を図ることとしています。また、刑事案件として立件することが困難と認められる場合であっても、被害者等に危害が及ぶおそれがある事案については、加害者に対する事情聴取や指導・警告を行うこととしています。ストーカー規制法に基づく警告や禁止命令等の対象となる者については、これらの行政措置を行うことについても、積極的に検討を行っています。

#### イ ストーカー加害者に対する精神医学的・心理学的アプローチ

ストーカー加害者の中には、検挙等されたにもかかわらず、その後もつきまとい等を繰り返す者が存在するため、警察庁においては、平成28年度以降、ストーカー加害者への具体的な対応方法や治療・カウンセリング等の必要性の判断について、地域の精神科医療等関係者から助言を受けるための経費の一部を都道府県に補助し、都道府県警察における地域精神科医療等との連携を促進しています。

### (4) 改正ストーカー規制法への適切な対応

今般のストーカー規制法の改正内容は、規制対象行為の拡大、禁止命令等の制度の見直し、ストーカー行為等に係る情報提供の禁止、罰則の見直し等、多岐にわたっていますが（図4）、特に警察業務への影響が大きい改正内容は次の2点です。

## ○規制対象行為の拡大

ストーカー規制法の規制対象行為である「つきまとい等」について、被害者の住居等の付近をみだりにうろつく行為や、SNSのメッセージ、ブログ等の個人のページにコメント等を連続送信する行為が追加されています。特に、SNSのメッセージの連続送信については、SNSが主要なコミュニケーションツールとなる中で、当該行為に係る事案が増加することが予想されます。

## ○禁止命令等の制度の見直し

改正前の禁止命令等は、事前に行われた警告に違反し、つきまとい等をして不安を覚えさせた者について、その者がさらに反復して当該行為をするおそれがあると認めるときに発することができるとされていましたが（いわゆる警告前置）、被害者への危害を防止するため、迅速かつ効果的に禁止命令等を発出できるようにするとの観点から、警告を経ずに禁止命令等を行うことができることとされました。

また、緊急の場合には、禁止命令等の事前手続として必要な聴聞を事後化し、禁止命令等を行った後で意見の聴取を行うことができることとされました（いわゆる緊急禁止命令等）。

## ストーカー行為等の規制等に関する法律の改正ポイント

### ①規制対象行為「つきまとい等」の拡大

- 恋愛感情等を充足する目的での次の行為を追加。
- 住居等の付近をみだりにうろつくこと
  - 拒まれたにもかかわらず、連続してSNSのメッセージ送信等したり、ブログ等の個人のページにコメント等を書き込んだりすること

### ③ストーカー行為等に係る情報提供の禁止

- ストーカー行為等をするおそれがある者であることを知りながら、その者に対し被害者情報を提供することを禁止

### ④国、地方公共団体等の責務の明記

- ストーカー行為等の相手方に対する各種措置
- ストーカー行為等の防止等に資するための各種措置

### ②禁止命令等の制度の見直し

- 禁止命令等における警告前置の廃止
- 緊急時の禁止命令等の制度の新設、仮の命令の制度の廃止
- 禁止命令等の有効期間、延長制の導入

### ⑤罰則の見直し

- ストーカー行為罪の非親告罪化
- 罰則の引上げ

図4 改正ストーカー規制法のポイント

## (5)関係機関等との連携

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等への適切な対応のためには、被害者等の支援、加害者への対応ともに関係機関間の連携が不可欠です。そのため、以下のような関係機関等との連携に係る指針や政策のパッケージが策定されています。

### ア ストーカー対策の推進

ストーカー事案に係る関係機関等の連携については、平成27年3月にストーカー総合対策関係省庁会議において取りまとめられた「ストーカー総合対策」や、平成27年12月25日に閣議決定されて「第4次男女共同参画基本計画」等に基づき推進されています。

また、平成29年4月、ストーカー総合対策関係省庁会議において、改正ストーカー規制法を踏まえて「ストーカー総合対策」が改訂され、被害者等からの相談対応の充実、被害者等の適切な避難等に係る支援、加害者対策等をより一層強力に推進することとされています。

#### イ 配偶者からの暴力事案等対策の推進

配偶者からの暴力事案等に係る関係機関等の連携については、配偶者暴力防止法第2条の2に基づき、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な方針」(平成25年内閣府、国家公安委員会、法務省、厚生労働省告示第1号。以下「基本方針」という。)が策定されており、当該基本方針や第4次男女共同基本計画に基づき推進されています。

基本方針には、国や地方公共団体が配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のために取組を推進すべき事項として、被害者からの相談等、被害者の緊急時における安全の確保及び一時保護等、保護命令制度の利用等が盛り込まれています。

また、配偶者暴力防止法第2条の3において、都道府県は、基本方針に即して、当該都道府県における配偶者からの暴力の防止及び被害者のための施策の実施に関する基本的な計画(以下「都道府県基本計画」という。)を定めなければならないこととされ、これを受け、47都道府県全てにおいて都道府県基本計画が策定されています。

#### 4 おわりに

ストーカー事案や配偶者からの暴力事案等は、国民の日常生活を通じて身近なところで発生する事案であり、また、最近の情報通信手段の発達等により、様々な新しい手口も見られているところです。警察に対しては、これらの事案の被害者の安全確保を最優先とした対応により、重大事案に発展することを未然に防ぐ役割を担うことが期待されているため、これらの相談等を受理した段階から組織的に対処し、被害者の安全確保のためにどのような措置ができるのか、様々な角度から検討しつつ対応しています。

防犯設備士の皆様におかれましても、これらの被害者の方などから、自身の安全を守るために防犯対策等について相談を受けることもあるかと思われますが、警察における最近の対策を知っていただき、今後の実務に役立てていただければ幸いです。